

お知らせ

令和6年12月9日より、つくば支所では、行政サービスの向上を目的として、土地区画整理法第76条第2項に基づく土地区画整理事業施行者としての審査について、期間を短縮するため、権利関係や土地区画整理前後の土地などについて特に重点的に審査することといたします。

つくば市が定める地区計画や、建築基準法第6条に関する事項につきましては、つくば市への申請の際、十分にご確認いただきますようお願いいたします。

なお、令和7年1月6日より、証明書等の発行や、法第76条申請の窓口対応時間につきまして、

9：00～12：00 及び 13：00～16：00

に変更いたします。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いたします。